イ　４の受験資格の⑵に該当する者で、実地修練を終える見込みであることを証する書面を提出したものにあっては、平成24年３月９日（金曜日）午後２時までに実地修練を終えたことを証する書面の提出がないときは、当該受験は無効とする。

⑷　受験手数料

ア　受験手数料は、18,900円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書にはることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑸　受験票の交付　受験票は、郵送により交付する。なお、平成24年１月30日（月曜日）までに受験票が到着しない場合は、受験に関する書類を提出した地方厚生局に問い合わせること。

６　合格者の発表　試験の合格者は、平成24年３月19日（月曜日）午後２時に厚生労働省及び地方厚生局にその受験地、受験番号を掲示して発表する。

７　手続及び問い合わせ先　試験に関する受験地毎の手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

地方厚生局

試験地	所在地
北海道	北海道札幌市北区北８条西２丁目１番１号　札幌第１合同庁舎　北海道厚生局　郵便番号060―0808　電話番号011（709）2311　ＦＡＸ番号011（709）2704
宮城県	宮城県仙台市青葉区花京院１丁目１番20号　花京院スクエア　東北厚生局　郵便番号980－8426　電話番号022（716）7331　ＦＡＸ番号022（726）9267
東京都 新潟県	埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館　関東信越厚生局　郵便番号330－9713　電話番号048（740）0810　ＦＡＸ番号048（601）1326
愛知県	愛知県名古屋市東区白壁１丁目15番１号　名古屋合同庁舎第３号館　東海北陸厚生局　郵便番号461―0011　電話番号052（959）2064　ＦＡＸ番号052（971）8861
大阪府	大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号　大阪合同庁舎第４号館　近畿厚生局　郵便番号541－8556　電話番号06（6942）2241　ＦＡＸ番号06（6946）1500
広島県	広島県広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎４号館　中国四国厚生局　郵便番号730―0012　電話番号082（223）8181　ＦＡＸ番号082（223）8155
福岡県	福岡県福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号　福岡第２合同庁舎　九州厚生局　郵便番号812―0013　電話番号092（472）2370　ＦＡＸ番号092（472）4474

８　その他　視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成23年９月30日（金曜日）までに厚生労働省医政局医事課試験免許室又は試験地を管轄する地方厚生局に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

９　８に関する問い合わせ先　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　厚生労働省医政局医事課試験免許室　郵便番号100―8916　電話番号03（5253）1111　ＦＡＸ番号03（3503）3559

歯科医師試験委員の公告

第105回歯科医師国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成23年７月１日

厚生労働大臣　細川　律夫

試験委員長　石川　博之

副委員長　杉原　一正

委員

天野　修	新井　一仁	荒川　浩久
有地榮一郎	池邉　哲郎	磯﨑　篤則
市川　哲雄	一戸　達也	井上　富雄
井上美津子	井下　英二	大谷　啓一
岡田　智雄	尾﨑　哲則	金田　隆
川浪　雅光	北井　則行	古郷　幹彦
斎藤　隆史	櫻井　薫	佐々木　朗
佐藤　聡	里村　一人	佐野　司
澤瀬　隆	渋谷　鑛	島内　英俊
白川　哲夫	菅井　基行	杉山　芳樹
髙田　隆	丹沢　秀樹	永田　俊彦
野中　和明	野村　修一	埴岡　隆
馬場　一美	細川　隆司	松島　潔
三浦　宏之	溝口　到	宮﨑　秀夫
宮崎　真至	宮脇　正一	森崎市治郎
森田　章介	山城　隆	山本　一世
八若　保孝	米田　俊之	米山　隆之
渡邊　郁哉		

介護福祉士国家試験の施行

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第３項において準用する第６条の規定により、第24回介護福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第41条第１項の規定により指定試験機関として指定された財団法人社会福祉振興・試験センターが行う。

平成23年７月１日

厚生労働大臣　細川　律夫

１　試験期日

⑴　筆記試験　平成24年１月29日（日曜日）

⑵　実技試験　平成24年３月４日（日曜日）

２　試験地

⑴　筆記試験　北海道、青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県及び沖縄県

⑵　実技試験　北海道、青森県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県

３　試験科目

⑴　筆記試験

領域：人間と社会

人間の尊厳と自立　人間関係とコミュニケーション　社会の理解

領域：介護

介護の基本　コミュニケーション技術　生活支援技術　介護過程

領域：こころとからだのしくみ

発達と老化の理解　認知症の理解障害の理解　こころとからだのしくみ

総合問題（３領域（人間と社会、介護、こころとからだのしくみ）の知識及び技術を横断的に問う問題を、事例形式で出題）

⑵　実技試験　介護等に関する専門的技能

４　試験の方法

⑴　試験は、筆記及び実技の方法により行う。

なお、身体に障害のある者については、その申請により点字、拡大文字、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

⑵　筆記試験の出題形式は五枝択一方式とし、出題数は120問、総試験時間数は210分間とする。

⑶　実技試験は、筆記試験に合格した者に限り、受けることができる。

なお、一人の受験者の試験時間は「５分間以内」とする。

⑷　次に該当する者は、実技試験を免除する。

ア　平成21年４月１日から平成23年12月31日までの間に、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第22条第４項に規定する介護技術講習（以下「講習」という。）を修了した者

イ　学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものにおいて３年以上（専攻科において２年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあっては、２年以上）介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

⑸　出題基準を別途定め、財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に掲載する。

５　受験資格

⑴　次に該当する者として、介護等の業務に３年以上従事した者（平成24年１月28日までに３年以上従事する見込みの者を含む。）

ア　児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設の入所者の保護に直接従事する職員（児童指導員、職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要な職員を除く。）並びに児童福祉法第27条第２項の委託を受けた施設の保育士及び看護補助者

イ　障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第41条第１項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第30条に規定する身体障害者療護施設及び同法第31条に規定する身体障害者授産施設に限る。）、障害者自立支援法に規定する地域活動支援センターを行う事業所又は障害者支援施設の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者